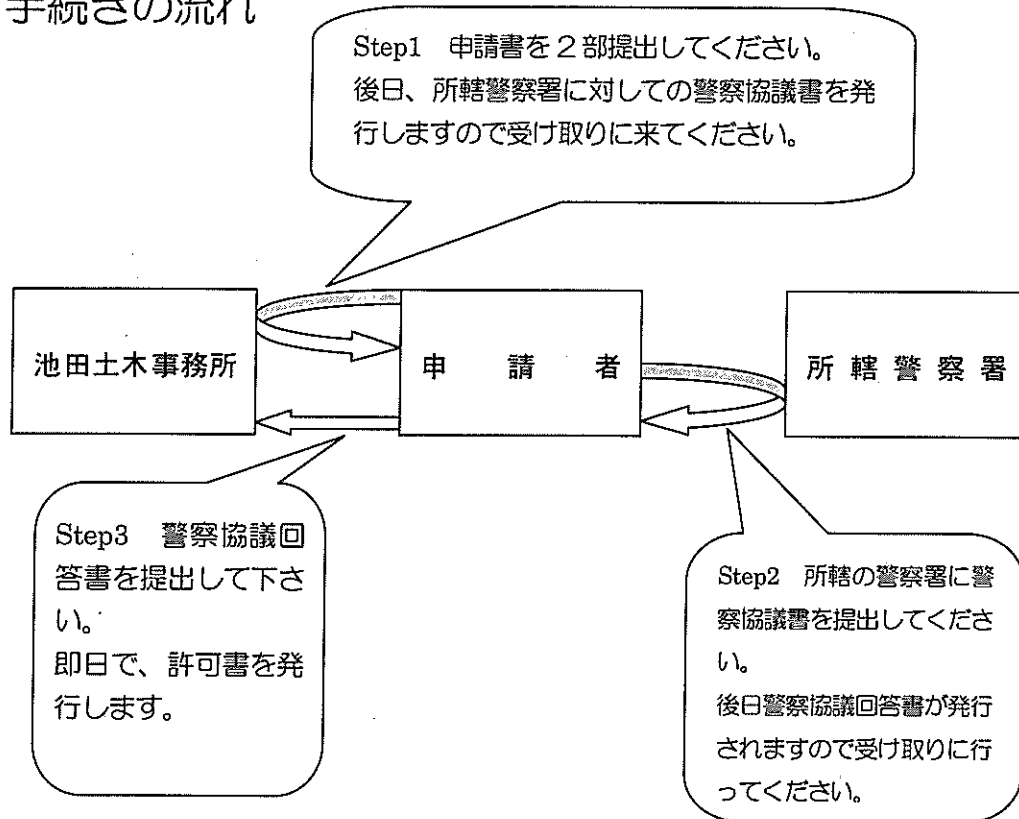


道路工事施行承認申請 手続案内

1 手続きの流れ



○ お願い

- ・ 土木事務所での協議書発行及び警察協議回答書の発行には、決裁期間が必要ですので、工事着工までには日程に余裕を持たせて申請してください。
- ・ 警察協議書が発行できた時点で、担当者へ連絡しますので、連絡先を忘れず記入してください。
- ・ 警察協議書の発行及び許可書の発行は、月～金曜日の午前9時00分から午後5時15分です。
- ・ 警察協議回答書の受付時間は月～金曜日の午前9時15分から午後5時00分です。

○ 工事しゅん工届について

- ・ 工事完了後は、工事しゅん工届を提出してください。
- ・ 着工前・着工後・工程別写真を添付してください。
- ・ 工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合があります。

2 添付書類

【1】 申請書

- ・ 担当者欄については、必ず連絡先を記入してください。

【2】 位置図

- ・ 住宅地図程度で結構です。

【3】 現況写真

- ・ カラー写真で、お願いします。デジタルフォートをプリントしたものでも構いません。
- ・ 工事箇所がわかるように写真に朱書きしてください。

【4】 現況平面図及び計画平面図 (S=1/300以上)

- ・ 現況と計画の両方がわかるようにしてください。
- ・ 官民境界線を赤色で記入してください。
- ・ 駐車場・ガレージ等への出入りを目的とした場合は、自動車の保管場所と車両出入口の位置関係もわかるようにしてください。
- ・ 図面の距離間 (mm) は可能な限り詳細に記入して下さい。
- ・ 撤去する道路構造物、新設する道路構造物について色分けしてください。

・ 次に掲げるものを記入してください。

(a) 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、植樹、バス停、安全柵、電柱、集水枡、人孔、歩道橋、横断歩道 (停止線を含む)

(b) 敷地に隣接する市道・里道・私道

(c) 水路及び側溝

(d) 隣地の状況 (畑、宅地、空地等) 及び隣地の車両出入口部

【5】 現況断面図及び計画断面図 (S=1/100以上)

- ・ 現況と計画の両方がわかるようにしてください。
- ・ 官民境界線を赤色で記入してください。
- ・ 図面の距離間 (mm) は可能な限り詳細に記入してください。
- ・ 水路・側溝があれば、その構造も可能な限り詳細に記入してください。

【6】 工事の実施方法を記載した書類

- ・ 工事の影響方法がわかるようにしてください。
- ・ 工事の実施方法 (工事が広範囲にわたる場合には工程順等) がわかるようにしてください。
- ・ 平面図と兼用していただいても結構です。

【7】 丈量図 (S=1/300以上)

- ・ 工事範囲、工事影響範囲、種別内容ごとにわかるもの。
- ・ 平面図に記入できる安易なものについては、平面図に記入しても結構です。

【8】 構造図、設計書

- ・ 舗装断面、ブロック、側溝などの構造図

【9】 交通対策図 (規制方法については所轄警察署において指導されます。)

- ・ 仮歩道、バリケード、夜間の保安対策等を記入してください。

【10】 その他、必要な書類

- ・ 車両出入口工事で6mを超える場合は、軌跡図をつけてください。
- ・ 工事期間が長期間にわたるもの、工事用車両出入口については工程表を添付してください。
- ・ 法面埋め立ての場合は、官民境界線の確定図を添付してください。
- ・ その他、内容によって、理由書・利害関係者の同意書・公図・土地登記簿謄本等の提出を求められることがあります。

池田市城南1丁目1-1 大阪府池田土木事務所 管理グループ
電話 0727-52-4111 (内線 318 ・ 319)

道路工事施行承認申請書

平成 年 月 日

大阪府 土木事務所長 様

〒

住所 _____

氏名 _____ 印

担当者 _____

TEL _____

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名		歩道・車道・その他()
	場所		
工事概要	工 事 種 別	施 工 数 量	

工事の期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	日間
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先		
添付書類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、誓約書 同意書、現況写真、その他()		
備考			

記載要領

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 2 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 5 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 6 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
- 7 その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。

2 承認基準

(1) 車両出入口部の設置基準

第1 車両出入口部の設置基準

1 車両出入口部は自動車の車道側から民地側への出入に必要な箇所及び幅を定めて、歩道部を自動車荷重に耐えるように構造変更するもので自動車の利用状況に応じて次の基準により設置する。ただし、設置に際して歩道を通行する歩行者、車椅子利用者などの安全確保を最優先に考慮するものとする。

- (1) 車両出入口の幅は民地側で車両出入可能な幅とし、最大6m以内とする。
- (2) 車両出入口の設置数は原則1箇所とする。敷地が十分広い場合は2箇所まで設置可能とするが、出入口間の中心間隔は14m以上を原則とし、幅も4m以内とする。
- (3) 工場、倉庫、ガソリン給油所など大型車両の出入が予想される土地利用に係るもので、車両出入口の幅が上記(1)(2)の基準によりがたいときは車両の軌跡図等により決定する。
- (4) 車道部に取り付ける角度は直角を原則とし、やむをえない場合でも45度以下とてはならない。
- (5) 次に掲げる箇所には車両出入口部を設けてはならない。
 - (イ) 横断歩道の中及び前後5m以内の部分
 - (ロ) 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の停止線(停止線のない場合は側端又は道路の曲がり角)から5m以内の部分。ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - (ハ) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から前後5m以内の部分
 - (ニ) バス及び路面電車の停留場の標柱又は標示板から10m以内の部分
 - (ホ) バス停車帯の部分
 - (ヘ) 道路の縦断勾配が10%以上ある路面に接する箇所
 - (ト) 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし当該施設の管理者が撤去又は移設することに同意した場合を除く。
 - (チ) 交通量の少ない道路にも接し、府道(又は国道)に出入りする必要の認められない箇所
 - (リ) トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分
 - (ヌ) 橋の部分
 - (ル) 民地側に自動車を保管する場所がない箇所。

2 車両出入口部の舗装構成

車両出入口部の舗装構成は下表を標準とする。

	舗装全厚	舗装構成		
		密粒 AS	粗粒 AS	路盤
大型車	45	5	5+5	30
中型車	35	5	5	25
乗用車	30	5	—	25

3 その他の注意事項

(1) 交通安全対策

幅員が2 m以上ある歩道で、車両が車両出入口部以外の歩道上に進入するのを防ぐ必要がある場合には、車止め等を車両出入口部に設置するなどの対策をとること。なお、設置にあたっては、点字ブロックを設置するなど、歩行者の通行の支障にならないよう留意すること。

(2) 人孔の取扱い

車両出入口の設置部に人孔がある場合、必ず人孔のレベル調整を行うこと。

(3) 側溝の取扱い

官民境界沿いに側溝がある場合には、指定する側溝蓋を設置すること。

(4) 排水施設

歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生ずる場合は、雨水枡の設置等排水に配慮した構造とすること。

(5) 民地の協力

車両出入口の設置により、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うこと。

(6) 縁石ブロック

歩車道境界に設置する縁石ブロックは、平ブロックの使用を基本とする。

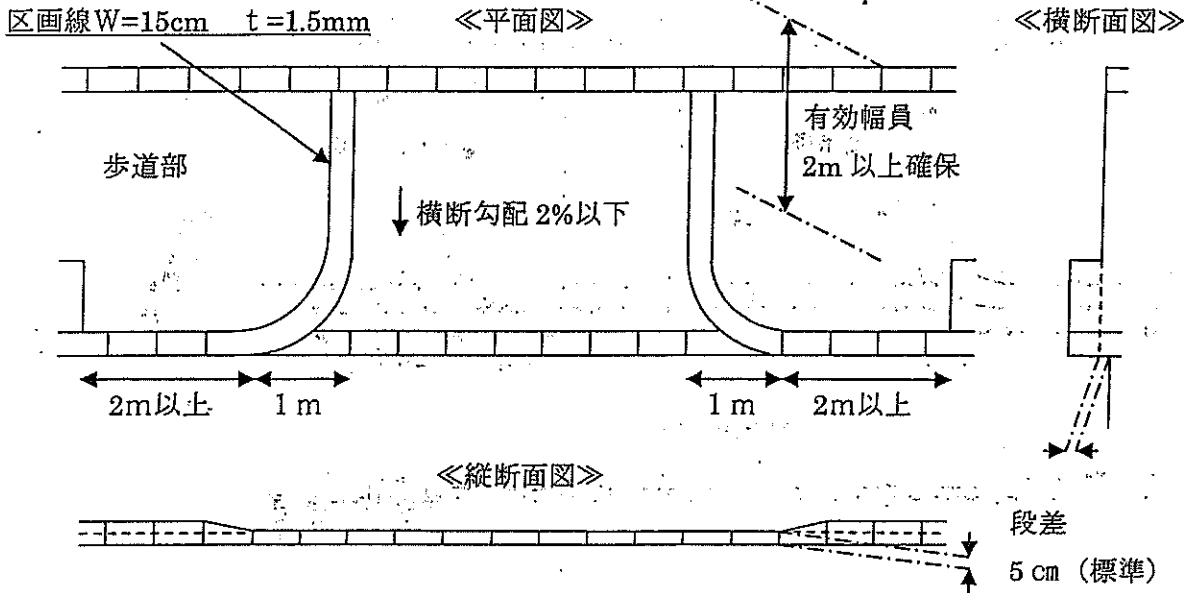
(7) 集水枡の改修

出入口部に枡が存在する場合は、車両の出入に耐えられるよう、枡の改修を行うこと。

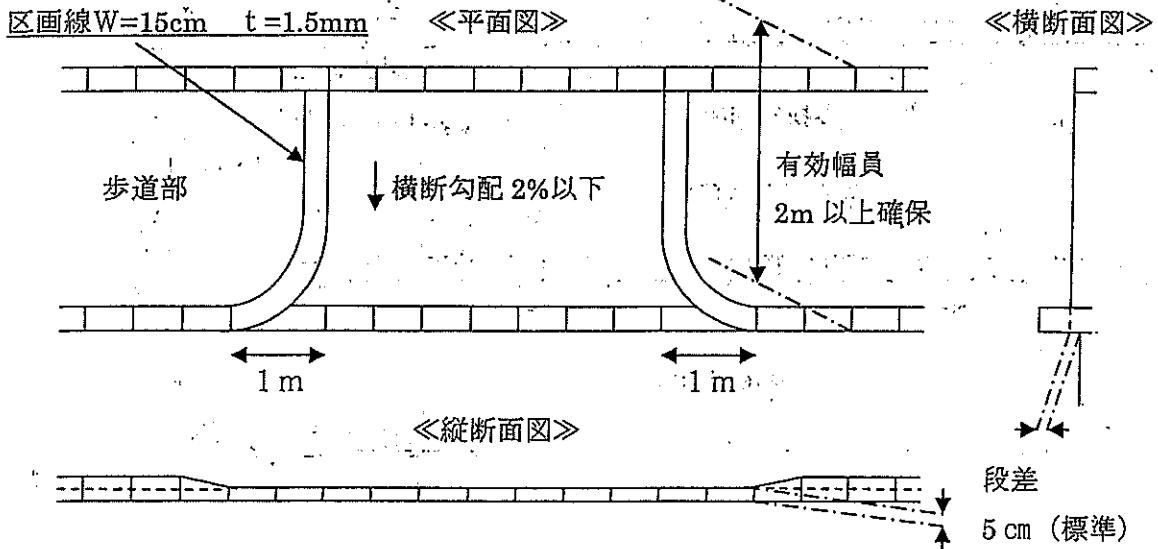
車両出・入口の設置例

1. セミフラット歩道

1-1. 路上施設帯がある場合

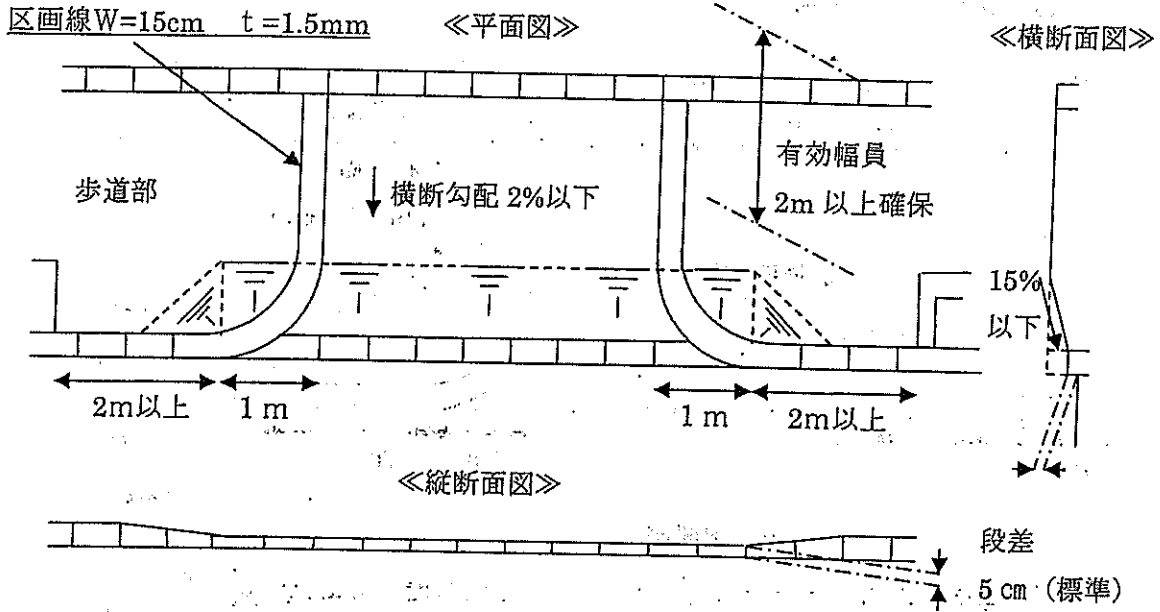


1-2. 路上施設帯がない場合

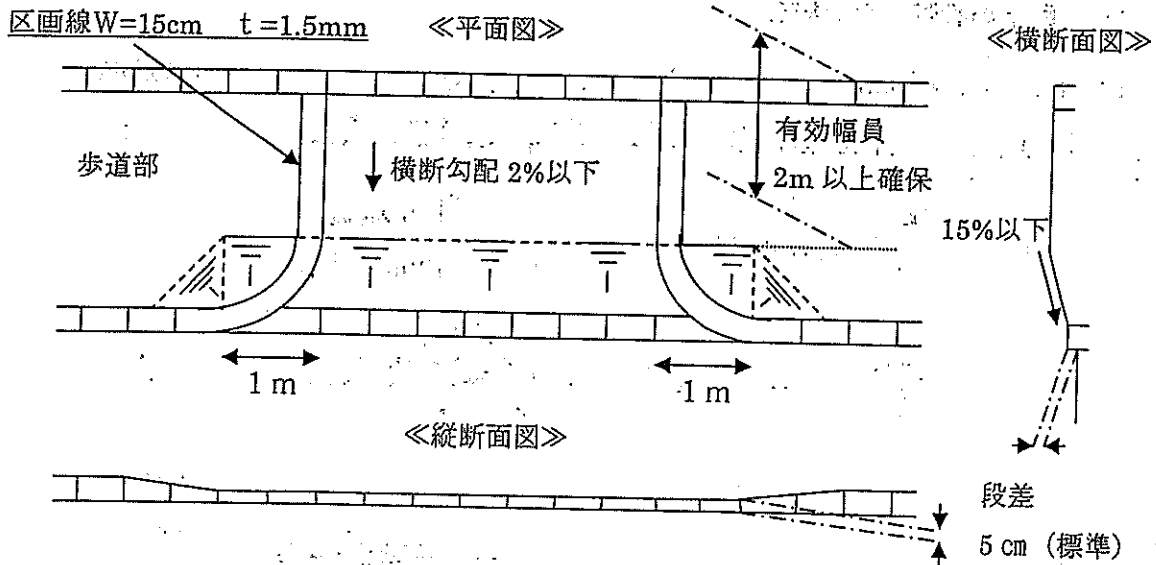


2. マウンドアップ歩道

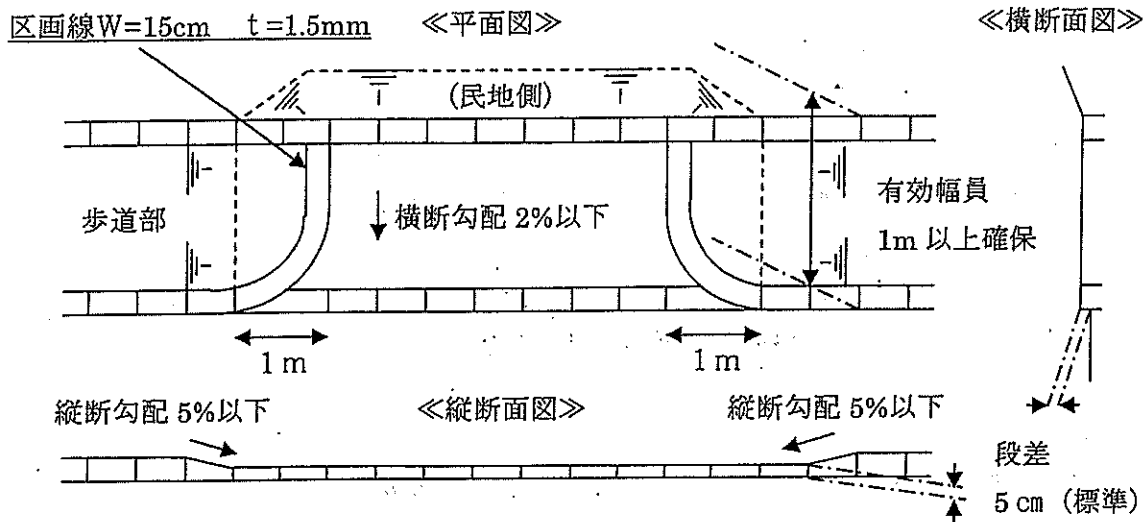
2-1 歩道幅員が2m以上（路上施設帯がある場合）



2-2 歩道幅員が2m以上（路上施設帯がない場合）



2-3 歩道幅員が2m未満



1-4-4 車両出入口部の設置例

1. 歩道幅員3m以上(路上施設帯がある)

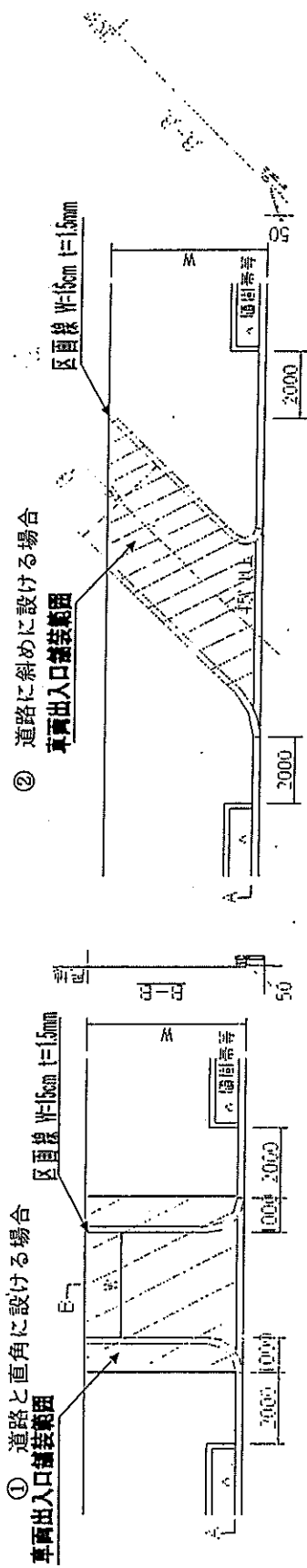


図 1-4-2 (i) セミフラット形式の場合
車両出入口設置範囲

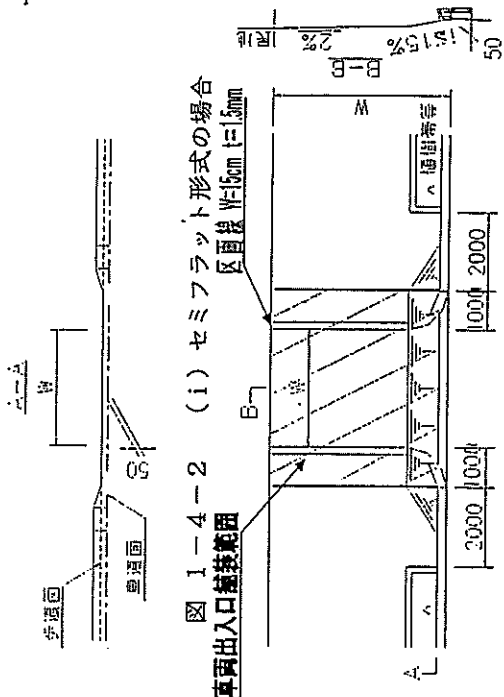


図 1-4-3 (ii) マウンドアップ形式の場合

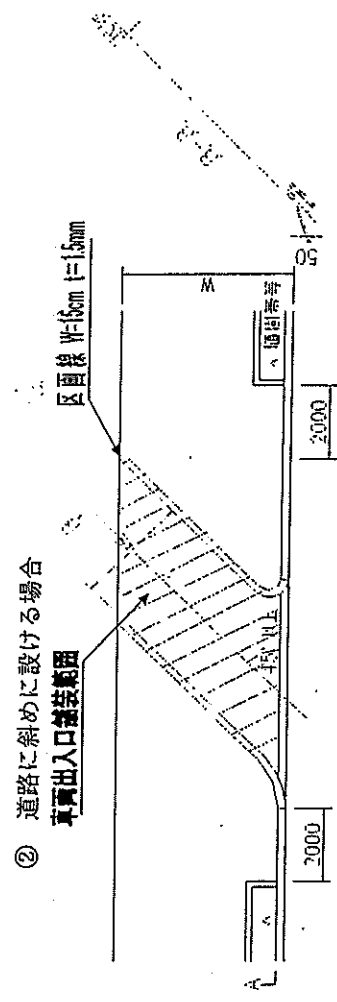


図 1-4-4 (i) セミフラット形式の場合
車両出入口設置範囲

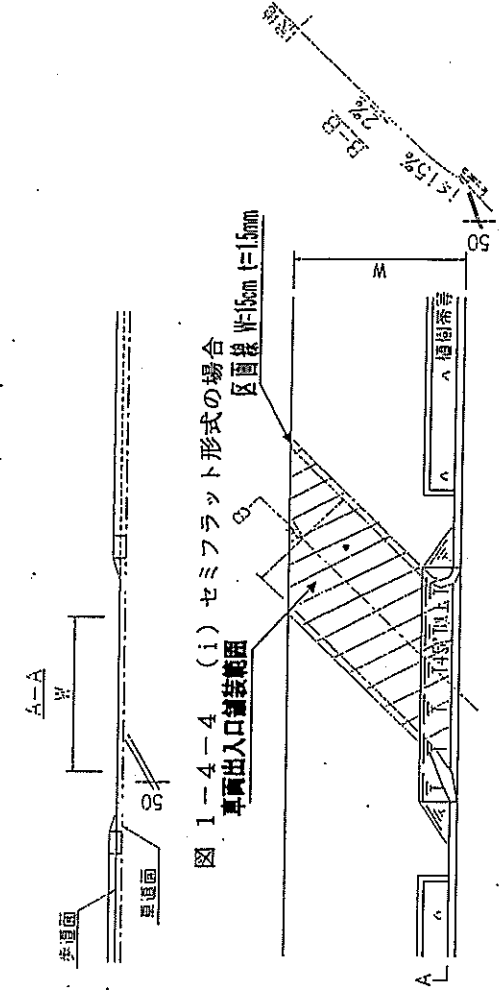


図 1-4-5 (ii) マウンドアップ形式の場合

注) 歩道巻込み部の半径 (R) = 1.0mを標準とするが、車両出入口部を利用する車種が大型車両の場合は、その車両の軌跡によりRを決めるものとする。

2. 歩道幅員2 m以上（路上施設帯がない）

① 道路と直角に設ける場合

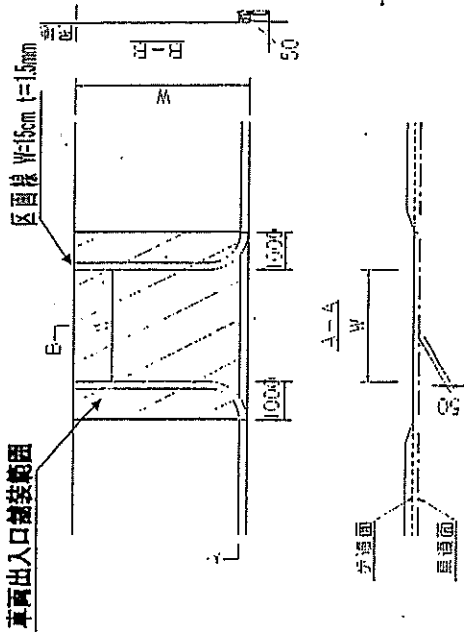


図 1-4-6 (i) セミフラット形式の場合

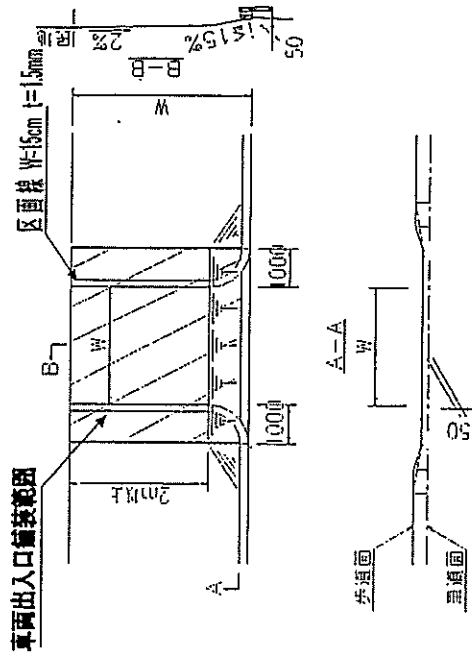


図 1-4-7 (ii) マウンドアップ形式の場合

注) すりつけ部の横断勾配は、特殊緑石を用いる場合には10%以下とする。

② 道路に斜めに設ける場合

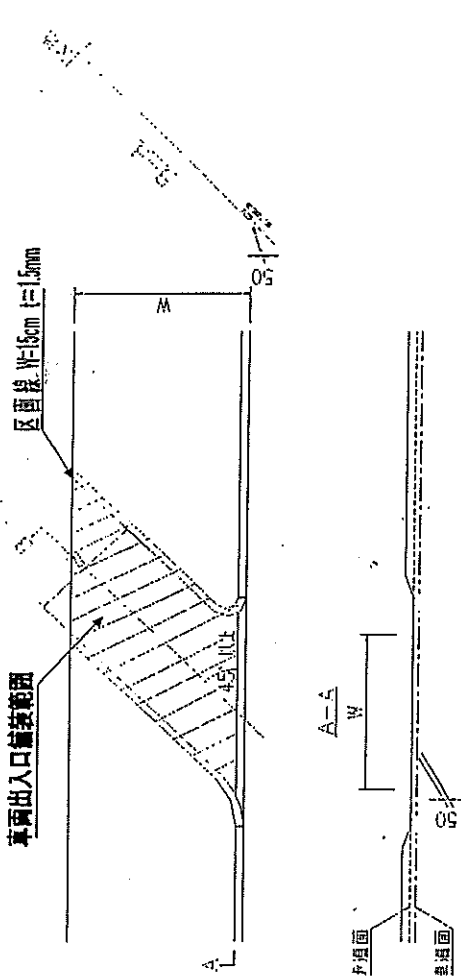


図 1-4-8 (i) セミフラット形式の場合

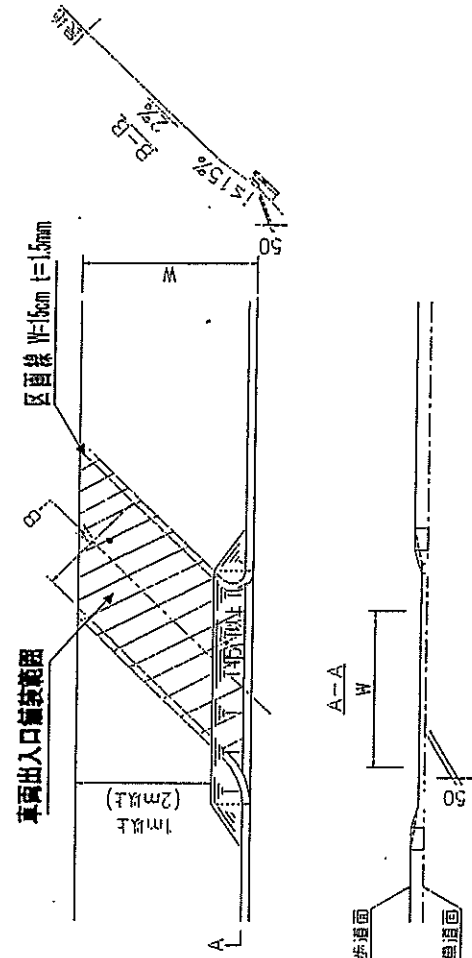


図 1-4-9 (ii) マウンドアップ形式の場合

3. 歩道幅員 2 m 以下 (狭幅員歩道)

① 道路と直角に設ける場合

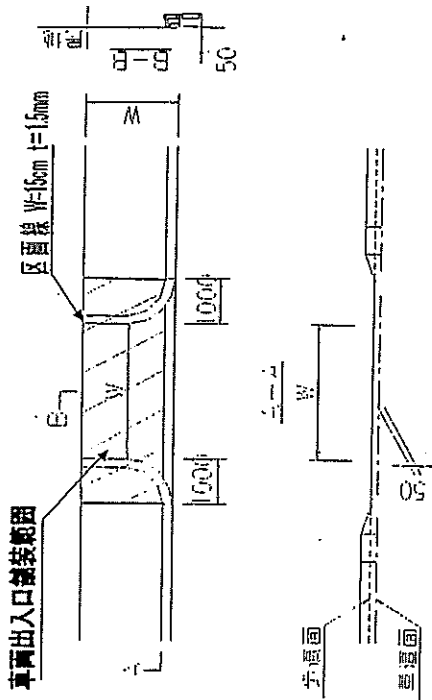


図 1-4-10 (i) セミフラット形式の場合

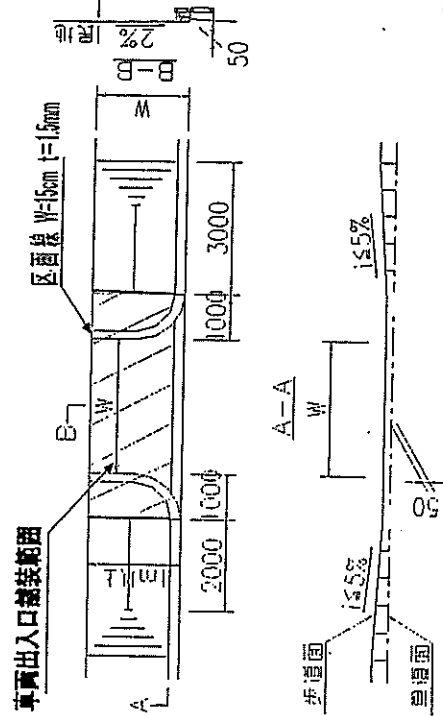


図 1-4-12 (i) セミフラット形式の場合

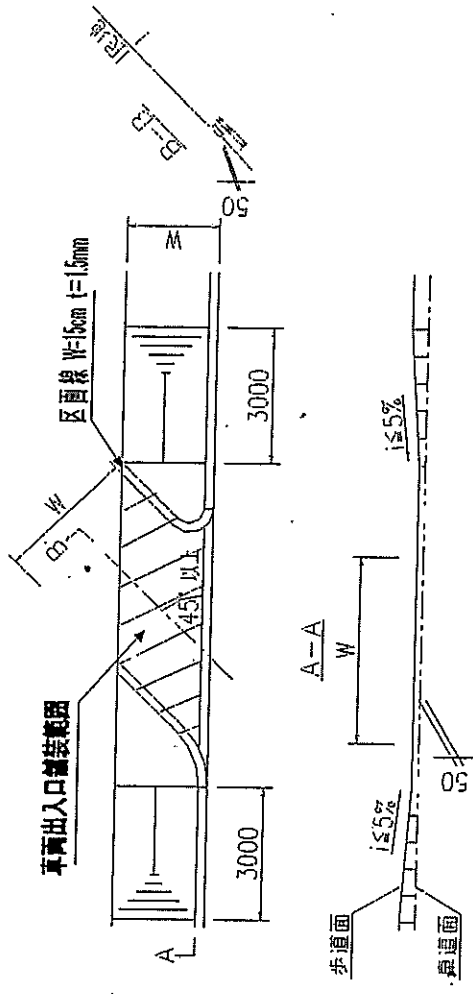


図 1-4-11 (ii) マウンドアップ形式の場合

図 1-4-13 (ii) マウンドアップ形式の場合

(注) すりつけ部の横断勾配は、特殊緑石を用いる場合には 10% 以下とする。

第2 道路の法面埋立、切土等の取扱いについて

法面埋立、切土等の承認については次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 盛土、切土の施行高及び縦断勾配は原則として当該道路の勾配に合わせることを。
- (2) 官民境界が明確でない箇所の出願工事については境界明示又は境界確定を行った後承認し、その起終点及び折線点に所定の境界石を配置すること。
- (3) 出願工事により境界が不明になる場合は工事完成後担当職員が立会の上官民境界石を配置させるものとする。
- (4) 出願工事箇所で側溝設置を必要とする場合は申請者の費用で官民境界沿いの官地側にU型、L型等の道路排水可能な側溝を設置すること。

(附則)

- 1 この基準は、平成20年5月1日より施行する。(交環第1021号)

現場発生品調書

平成 年 月 日

大阪府池田土木事務所長 殿

請負業者名

氏名

印

における下記の発生品を納入します。

記

品名	規	模	単位	数量	発生工種	摘要

維持管理課長	管理 G 長	主 査

工事しゅん工届

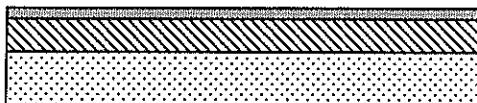

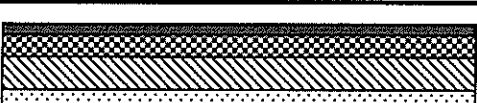
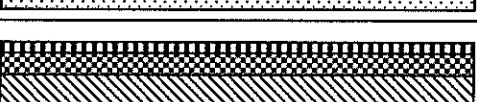

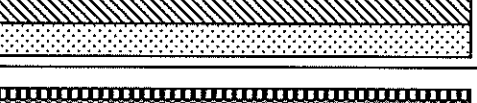


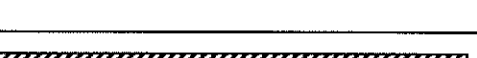

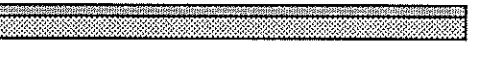




平成 年 月 日	
大阪府 土木事務所長 殿	
申請者 住 所	
氏 名	
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
平成 年 月 日付け大阪府指令池土第 号で許可(承認)のあった下記の 工事は平成 年 月 日しゅん工しました。	
記	
1 路 線 名	
2 工 事 場 所	
3 工 事 目 的	
4 許可 の工事期間 承認	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
5 その他の事項	連絡先 (TEL) 担当者

添付書類 工程別写真

<p>上記、「工事しゅん工届」に基づき、平成 年 月 日に現地立会(確認)をしたので、報告します。</p> <p style="text-align: right;">立会(確認)者職氏名 印</p>
--

路面復旧断面

平成20年3月31日

種別	舗装概況	復旧断面	
1	L, A 交通 - 1 (N1~N4)		5 再生As 15 HMS 25 RC
2	B 交通 - 1 (N5)		5 再生As 5 再生BB 20 HMS 15 RC
3	C 交通 - 1 (N6)		5 再生As(改質) 10 再生BB 15 HMS 20 RC
	C 交通 - 1 (排水性舗装)		5 排水性舗装 10 再生BB 15 HMS 20 RC
4	D 交通 - 1 (N7)		5 As(改質) 15 再生BB 20 HMS 15 RC
	D 交通 - 1 (排水性舗装)		5 排水性舗装 15 再生BB 20 HMS 15 RC
5	歩道 (透水性舗装) (フィルター層なし)		3 透水性舗装 10 RC
	歩道 (透水性舗装) (フィルター層有)		3 透水性舗装 10 RC 5 敷砂
	歩道		3 As 10 RC
6	歩道 車両進入路 乗用車		5 As 25 RC
7	歩道 車両進入路 5t未満		5 As 5 BB 25 RC
8	歩道 車両進入路 5t以上		5 As 10 BB 30 RC
9	切削オーバーレイ (通常As)		5 再生As
	切削オーバーレイ (改質As)		5 再生As(改質)
	切削オーバーレイ (排水性舗装)		5 排水性舗装

【注】 1. As : 密粒度アスファルトコンクリート
 HMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
 RC : 再生クラッシュラン(修正CBR30以上)
 BB : 粗粒度アスファルトコンクリート
 RM : 再生粒度調整砕石路盤

誓 約 書

平成 年 月 日

大阪府池田土木事務所長 様

申請者 住所

氏名

電話

印

このたび、道路法24条の規定により、車両出入口の設置申請を行うことに際して、下記事項について誓約いたしますので、御承認のほど、よろしく申し上げます。

記

1. 車両出入口部分は舗装の状態等を常に留意するとともに、歩行者等の通行の障害とならないよう適切な使用に努めます。
2. 車両出入口部分の舗装・縁石等が、歩行者等の通行に著しく支障が生じる状態となった場合は、すみやかに貴所に報告し、協議の結果、申請人での補修等が必要な際には、指示に従います。
3. 設置する側溝蓋（ ）W= . m、L= . mについては、申請人で責任を持って維持管理いたします。
4. 蓋設置部分の側溝については、申請人で清掃等行い、良好な状態を保ちます。
5. 譲渡等により、本車両出入口の使用者等に変更があった場合、新しい使用者等に本誓約書及び誓約内容を継承いたします。

路 線 名	
工 事 場 所	
内 容 ・ 数 量 等	
工 事 施 行 者	
承認年月日・承認番号	平成 年 月 日 池土第7 - 号

車両出入口設置にあたっての注意事項

- 別添「車両出入口部の設置基準」に適合しているか確認してください。
- 車両出入口設置箇所に、移設する必要がある施設がある場合には（例 公安委員会設置の標識）、当該物件の管理者と移設先について協議の上、申請書に移設先・移設方法を明記してください。
- 車両出入口設置の形態、箇所によっては所轄警察署、バス運行事業者、他道路管理者等と事前に協議する必要がありますので、現場状況に応じて担当者と協議してください。
- 車両出入口設置箇所に街路樹がある場合には、付近に移植する必要があります（撤去処分等は原則不可）。付近に植樹柵の空きスペースがあるか現地確認を行い、担当者と調整の上、申請書に移設先を明記してください。
- 各道路施設の構造等が不明な場合には、事前に担当者に確認のうえ、申請書を作成してください。
- 側溝に蓋を設置する場合、音鳴り、蓋の落ち込み、盗難等の問題が多く発生しています。側溝に蓋掛けをする場合には、
T=25、ボルト止め、細目グレーチング、表面ノンスリップ製
を使用してください。

上記注意事項・手続き案内・設置基準は、申請前に必ずお読みください。